

第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価(令和2年度実績評価)

《 評価の目安 》 達成率 80%以上:「5」 達成率 60～79%:「4」 達成率 40～59%:「3」 達成率 20～39%:「2」 達成率 19%以下:「1」

市町村名	番号	総括表		フェイスシート				令和2年度(実績評価)			取組の効果や成果として考えられること
		【区分】 ①「自立支援、介護予防・重度化防止」 ②「介護給付適正化」 から選択してください	【県計画との関連】 「目標」シートや「県計画概要版」を参考に、関連すると思われる県計画の項目を選択してください(当てはまらない場合や不明な場合は「その他」を選択してください)。	タイトル	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	目標の評価方法	実施内容	自己評価 評価(1～5)	
鳴沢村	1	①自立支援、介護予防・重度化防止	I(1)高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止の推進	自立支援・重度化防止等の取り組み 本村は自立した生活を送っている高齢者が多く、要介護(支援)認定率は全国平均より低く、元気な高齢者が多い。一部の高齢者は、介護予防への意識が高く、村内団体の各種クラブや介護予防事業へ積極的に参加しているが、本村の地域性により、重度化しないうと要介護(支援)認定を受けない傾向が見られる。高齢化率や高齢者夫婦世帯等が年々増加傾向にあり、男性の介護予防事業への参加がないことも課題である。65歳以上の高齢者が増加していきながら、同様に増加傾向にある認知症高齢者への対策も課題であり、また、住み慣れた村で生きがいをもって自立した在宅生活を営めるよう、多職種と連携し、情報共有を強化していく必要がある。	○自立支援・重度化防止 ・介護予防教室の開催 ・地域ケア会議の実施 ○認知症対策 ・認知症初期集中支援チームの本格稼働 ・相談体制の充実(高齢者が集まる事業に出向き相談、年3回程度) ・ケアプランチェックの実施(60件程度) ○在宅医療・介護連携 ・介護医療に関する他職種の関係者が参加する研究会の開催	・介護予防教室の開催(月3回程度) ・地域ケア会議の開催(年6回程度) ・認知症初期集中支援チームの本格稼働(人材育成・年10件程度の訪問) ・認知症サポーター養成講座の実施(年1回程度) ・相談体制の充実(高齢者が集まる事業に出向き相談、年3回程度) ・ケアプランチェックの実施(60件程度) ・住宅改修・福祉用具に関する点検の実施(全ての申請者を対象に点検) ・介護医療に関する多職種の関係者が参加する研究会の開催(年2回程度)	・介護予防教室の開催回数 ・地域ケア会議の開催回数 ・認知症初期集中支援チームの人数 ・認知症サポーター養成講座の実施回数 ・相談件数 ・相談体制の充実 ・ケアプラン点検 ・住宅改修・福祉用具購入・軽度者への福祉用具貸与に関する点検・調査 ・介護医療に関する多職種の関係者が参加する研究会の開催	・介護予防教室の開催 ・地域ケア会議の開催 ・認知症初期集中支援チームの本格稼働 ・認知症サポーター養成講座の実施 ・相談体制の充実 ・ケアプラン点検 ・住宅改修・福祉用具購入・軽度者への福祉用具貸与に関する点検・調査 ・介護医療に関する多職種の関係者が参加する研究会の開催	・介護予防教室の開催 ○個別ケア教室(1回)参加者延べ101人、実人数24人)。 年25回の開催を計画していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため事業を縮小した。参加者からのPTについて感想として「頭を使う体操を教えてもらい良かった」、「腰や膝、肩などの痛みの相談のつてもらった。予防体操を教えてもらった助かった」という声があった。 ○肝筋会(1回)参加者延べ0人、実人数0人)。 年24回の開催を計画していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止とした。なお、事業参加者には随時電話により体調の変化がないか等状況確認を実施した。また、外出自粛要請による教室の代替として、介護予防体操(鳴沢村健康体操)を新たに制作し、CATVで放映した。 ・地域ケア会議の実施 ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、開催は最小限(書面開催により1回(3月)、個別地域ケア会議は2回(8月2月))にとどめた。 ・認知症初期集中支援チームの稼働 ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、認知症地域支援推進員研修が中止となり体制強化が行えなかったが、認知症の相談があってもスムーズに医療や介護につながり、今年度はチームの対象となる方はいなかった。 ・認知症サポーター養成講座の実施 ・相談体制の充実 ・高齢者が集まる事業が新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため軒並み中止となったため、事業へ出向いて様々な相談を受けることができなかった。 ・ケアプラン点検 点検件数69件。 村内の事業所が作成した要介護認定更新者及び新規認定者のケアプランを翌月の10日までに提出(アセスメント表、居宅サービス計画書第1～3表、サービス担当者会議録、支援経過記録、サービス利用票)させ、点検を実施した。 ・住宅改修・福祉用具購入・軽度者への福祉用具貸与に関する点検・調査 住宅改修点検数10件。改修の必要性を検証し、書面調査と改修対象住宅へ訪問し、改修前後を点検した。福祉用具購入調査数14件。福祉用具購入の必要性を検証するため、書面による調査・点検を実施した。福祉用具貸与調査数10件。軽度者等への福祉用具貸与について、ケアプラン等の確認と利用者への必要性を確認した。 ・介護医療に関する多職種の関係者が参加する研究会の実施 ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、開催は最小限(書面開催により1回(3月))にとどめた。	・新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、企画していた多くの事業が行えなかった。 ・今後は、感染状況等を踏まえ、適切に事業実施の可否を検討する。なお、事業中止の際は代替案についても検討する。 ・介護予防教室の開催 男性の参加がないことが今後の課題であるため、男性向けの教室や催し物などを検討し、男性参加者数の増加を目指す。 ・認知症初期集中支援チームの稼働、相談体制 認知症地域支援推進員研修・認知症初期集中チーム員研修を保健師等が受講し、体制の強化を図る。	今年度は新型コロナウイルスの影響が大きかったが、中止・縮小事業の代替事業を可能な限り実施した。自己評価の内容を踏まえ、自立支援・重度化防止等の取り組みは概ね実施できた。
鳴沢村	2	②介護給付適正化	V 保険者機能の強化と介護給付適正化の推進	介護給付適正化への取り組み 介護サービスを必要とする被保険者が適正に認定したうえで、適切なケアマネジメントにより受給者が真に必要なサービスを受け、事業者がルールに従って適正にサービスを提供するよう促している。要介護認定者や介護給付費の増加が見込まれるなか、不適切なサービス提供を可能な限り見直し、介護給付費や介護保険料の増加を抑制して介護保険制度を維持している。介護給付適正化の主要事業の一つのケアプラン点検については、職員体制の確保や専門的知識の習得等が課題である。	○要介護認定の適正化(認定調査状況チェック) ○ケアプラン点検 ○住宅改修等の点検(住宅改修点検、福祉用具購入・貸与調査) ○縦覧点検・医療情報との突合 ○介護給付費の通知	・要介護認定の適正化(全件) ・ケアプラン点検(60件) ・住宅改修点検、福祉用具購入・貸与調査(全件) ・縦覧点検・医療情報との突合(国保連へ業務委託し実施) ・介護給付費の通知(年4回)	主要5事業の目標件数に対する実施数	・要介護認定の適正化 ・ケアプラン点検 ・住宅改修・福祉用具購入・軽度者への福祉用具貸与に関する点検・調査 ・縦覧点検・医療情報との突合 ・介護給付費の通知 ・実地指導の実施	・要介護認定の適正化 直営及び委託した認定調査について100%事後点検を実施した。 ・ケアプラン点検 点検件数69件 村内の事業所が作成した要介護認定更新者及び新規認定者のケアプランを翌月の10日までに提出(アセスメント表、居宅サービス計画書第1～3表、サービス担当者会議録、支援経過記録、サービス利用票)させ、点検を実施した。 ・住宅改修・福祉用具購入・軽度者への福祉用具貸与に関する点検・調査 住宅改修点検数10件。改修の必要性を検証し、書面調査と改修対象住宅へ訪問し、改修前後を点検した。福祉用具購入調査数14件。福祉用具購入の必要性を検証するため、書面による調査・点検を実施した。福祉用具貸与調査数10件。軽度者等への福祉用具貸与について、ケアプラン等の確認と利用者への必要性を確認した。 ・縦覧点検・医療情報との突合 国保連合会に業務委託して実施した。 ・介護給付費の通知 国保連合会が作成(委託)し、年4回(6.9.12.3月)通知した。 ・その他 村内の居宅介護支援事業所(2事業所)に対し、実地指導を実施した。	令和元年度に、県のケアプラン点検に関するアドバイザー派遣事業を活用し、職員3名がケアプランに関する知識の習得を図ったが、更なる職員体制の整備及び専門知識の習得が必要である。(今年度は専門的知識を有する会計年度任用職員を任用し、ケアプラン点検を行った。)同様に、住宅改修の調査・点検等についても専門的知識が必要であるため、知識の習得が必要である。	自己評価の内容を踏まえ、介護給付費適正化への取り組みが実施できた。